

第1条 目的

本規程は、日本建築学会・東海支部が、災害調査に関して補助する旅費等について定める。なお本規定の運用に際しては、その都度、支部長・災害委員が下記の①～④について確認の上、協議し、支部役員会の議を経て事務局と確認の上適用するものとする（なお、初動調査等の緊急性を有する、もしくは連絡網が機能しない場合には、支部長・災害委員による裁量も可能とする）。

- ① 対象を自然災害（地震災害のみかどうかを含めて）に限定するか等を含め、調査対象の確認
- ② 旅費等の支出目的の確認（調査チームからの補助要望か、支部からの依頼か、の別や内容等）
- ③ 旅費等の支出対象の範囲の確認（総額、チーム毎の総額、対象者（学生に限定するか等））
- ④ 旅費等を支出した場合に求める報告内容等の確認

調査団員の事故に対する責任は、調査団員の個人に帰すものとし、学会支部はその責任を負わない（付録1「事故被害に対する訴訟権利放棄書の例」を参考に、署名提出を求めるなどの対策を取る）。

第2条 旅費等の定義

本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

第3条 適用範囲

本規程でいう旅費の補助対象とする調査の災害は以下の各号のものを言い、原則として、1号と2号を対象とするが、3号についても支部長・役員会の判断により検討の対象とすることができる。

- (1) 東海支部管内の災害調査
- (2) 他の支部における災害調査
- (3) その他特に必要と判断される場合（東海支部管内の災害に対する他支部からの調査への補助）

第4条 移動方法

交通費の補助対象の移動手段としては、原則として公共交通機関を利用するものとする。但し、災害規模と状況により、公共交通機関を利用できない状況下での調査については、支部長・役員会の承認により代替の手法を検討するものとする（例；レンタカーやガソリン代の領収書等が考えられる）。

第5条 交通費の算定

鉄道利用の場合は、対象者の主たる勤務機関又は住居の所在地の最寄り駅から調査を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、特別急行料金（新幹線を含む。必要に応じてグリーン席を除く指定席料金までを含む。）、および最寄り駅前後の往復交通費実費を合算したものとする。ただし、勤務上の必要又は天災その他のやむを得ない事由により、経路または方法を変更せざるを得ない場合には、実際の経路および方法により領収書等の証拠書類により支給する。

第6条 宿泊費補助の基準

宿泊費は、以下の各号に該当する時に補助することができる。

- (1) 調査が2日以上に及ぶ場合
- (2) 調査の終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合
- (3) その他、必要と認められる事情がある場合

第7条 宿泊費および日当の算定

宿泊費および日当は、以下の各号に定めるものとするが、特殊な事情により必要と判断される場合にはこの限りではないが、その場合には事前に支部長・災害委員に了承を得るものとする。

- (1) 宿泊費は実費精算を基本とし、上限を1泊12,000円とする。
- (2) 日当は実費精算（食費等）を基本とし、1日あたり上限を2,000円とする。

第8条 旅費の不支給について

別に旅費支給を受ける場合は、重複する経費を支給しない。

第9条 協議処理

特別な事情により、本規程により処理できないときは、その都度、支部長・災害委員で調整した案を元に支部役員会にて協議して決定するものとする。

第10条 改廃

本規程の改廃は、支部役員会の承認を必要とする。

附則 本規程は、2017年5月から施行する。

付録 1 事故被害に対する訴訟権利放棄書の例

日本建築学会・東海支部・支部長 市之瀬 敏勝 殿

誓約書

私、防災二郎は、2005年1月1日より同年1月31日まで、地震被害調査のため、スマトラ島に滞在いたしますが、本人およびその家族は、下記の項目について誓約いたします。

- (1) 本人およびその家族は、スマトラ島への旅行、滞在中の罹病、事故による負傷・死亡など本人が被った損害については、調査団長、防災太郎、日本建築学会東海支部長の責任追求、損害賠償請求などの権利を放棄し、これらを行いません。
- (2) 本人の罹病もしくは事故による負傷・死亡に伴い入院・治療等を受け、その費用の請求があった場合は、その理由のいかんを問わず、発生したすべての損賠を本人またはその家族が支払います。

以上

防災二郎 自筆サイン

2004年12月27日